

東京都23特別区における育児支援へのとりくみ

研究協力者 澤 節子¹⁾ 諸岡公子²⁾
矢野久子³⁾ 鈴木和子⁴⁾

研究の要約

都会では核家族化が進行し、近隣との接触もほとんどなく、家庭において母と子だけで過ごす時間がますます増加しており、それにともない育児不安もまた増加しつつある。このような状況のなかで、平成3年5月22日付で厚生省児童家庭局長から「乳幼児健全発達支援相談指導事業の実施について」と題する通知が都道府県知事、政令市市長、特別区区长あてに発せられた。本調査は、この通知に対して、東京都23区がどのように対応したか、また、この通知による事業と類似する事業が行われているかどうかをアンケートにより調査・分析したものである。その結果、23区のうち18区においては、この通知が実施の現場である保健所に届いていないという実態が認められた。しかし、この通知が発せられる以前、早い区においては昭和50年代から何らかの形でこうした事業が実施されてきていることが明らかになった。すなわち、東京都23区内の保健所等においては、この通知が発せられる以前からこうした母子のために、母親学級、育児クラスでの地域ごとのグループ作り、経過観察健診の際における心理相談、子育てグループの支援、地域に出向いての出張育児相談事業などに取り組んできているところである。また、東京都独自の事業として「地区母子保健対策協議会」を早くから設置して、母子を取り巻く関係機関の代表者による連絡・協議を行っている。

見出し語：育児支援、乳幼児健全発達支援相談指導事業、地区母子保健対策協議会

研究の目的と方法

平成3年5月22日付、厚生省児童家庭局長通知「乳幼児健全発達支援相談指導事業の実施について」（以下「厚生省通知」という。）を受けて、東京都23特別区保健所において、ど

のような取組みがなされているかを調査するため、都内82箇所の保健所および保健相談所に対して、平成5年10月、アンケートによる調査を実施し、その結果を集約した。

-
- 1)目黒区目黒保健所予防課長 2)千代田区神田保健所予防課長 3)板橋区上板橋保健相談所長
4)大田区糞谷保健所長

調査の結果

(1) 厚生省通知について

厚生省通知は、平成3年5月に出されているが、調査時点の平成5年10月の時点で、実施機関である保健所に到達していたのは23区中5区のみであり、他の18区の保健所においては、この厚生省通知の存在すら知られていないという実態が明らかになった。

そして、この通知がどこで止まっていたかについてみると、ほとんどの区においてその保健衛生部に留め置かれていた。

その理由は、東京都23区のほとんどの区においては、この通知の発せられる以前から既に同様の事業を実施し、成果をあげていたことによると考えられる。そのほか、アンケートの回答によれば「どのように事業化すればいいのかははっきりしなかった。」、「実施にあたってあまりにも多くの他部局が関係するので実施が難しかった。」、「厚生省との事前協議など、手続が面倒で、その割には国庫補助が少な過ぎて割が悪いので実施しなかった。」などの理由があげられている。

この厚生省通知の目的とするところは時宜を得たものであって、今までにこうした事業を行っていない市町村にあっては極めて有意義な制度である。しかし、東京都23区のように、既に早くから同様の事業を実施していた場合にはその事業と本通知による制度との整合性が問題となる。特に、従来から実施している事業が地域に定着し成果を上げている場合や、その内容が、厚生省通知による事業のそれを上回っている場合には問題が大きい。加えて手続がめんど

うであり、また、国からの補助金も少ないとあっては、この通知による事業の実施をためらい、対応に苦慮したであろうことがうかがえるのである。そうした事情から、この厚生省通知が実施機関である保健所まで到達せず、区の保健衛生部にとどめられていたものと考えられる。

(2) 類似事業の実施状況

平成3年以降、厚生省通知に基づく事業として実施している区は、厚生省通知そのものが到達していない区が多いことから当然であるが、23区中、わずかに2区であった。その内容等については、まだ、実施して日も浅く、結果として取りまとめ、報告するまでに至っていないので、今回は省略することとし、以下、この厚生省通知による事業と類似した事業を実施している23区中、22区の例についてアンケート調査の結果を述べることにする。

① 類似事業の実施の時期

東京都23区のそれぞれの区の中には複数の保健所があるが、保健所による取組みの相違もあり、正確な実施時期およびその数を出すことは困難である。しかし、概ね、昭和50年代以前から実施している保健所が1/3、昭和60年代から実施している保健所が1/3、平成に入ってから実施している保健所が1/3であるということができよう。

このようにほとんどの区において、厚生省通知が発せられる以前から類似の事業が実施されていた。

② 類似事業の内容

これらの事業の内容は、今までの健診ひとすじの、疾病や異常の早期発見のみに追われてい

た事業とは異なり、子育てそのもの、育児不安をかかえる母と子に対する支援を目標とし、また、個別対応ではなく、地域の中で集団グループ作りを進めていこうとするものである。

また、東京都においては昭和38年から要綱を定め、「地区母子保健対策協議会」を設置している。これは地域の産科医、小児科医、歯科医、助産婦などと保健所との連絡・協議のためのものであるが、この協議会に地域の保育園、児童館、障害療育施設、児童相談所、民生委員を加え、地域の母子に対する実質的な連絡会としている所もある。

③ 実施の場所

実施の場所としては、ほとんど全ての例が保健所をあげている。また、保育園、児童館・福祉センター、町会事務所、地域の福祉施設、女性センターなどと連携して実施されている。

③ 従事職員の職種

全ての保健所において、保健婦や看護婦が従事しているが、その他にも、保母（40%）、運動指導士（23%）、心理判定員（68%）栄養士（59%）、PT・OT（14%）、地域ボランティア（5%）、助産婦（5%）などが従事しており、保健・医療担当者ばかりでなく育児にかかわる保母や心理判定員、栄養士、PT・OT、さらには地域のボランティアなどがかわっている。

おわりに

東京都23特別区における育児支援へのとりくみについて、厚生省通知とのかかわりにおいてその実情を調査し取りまとめた。児童の心身の健全な発育・発達を助長し、また、母親の育

児不安の解消を目的として、それぞれの区において独自の取組みがなされてきていることが明らかになった。特に母親の育児不安は、核家族が多く、人間関係が希薄となり、地域の連帯が失われがちな都市部においては大きな問題である。アンケートにみられた現場の従事職員の声からも、こうした育児支援に対する地域のニーズが極めて高いことがうかがわれ、同じ問題を抱えて悩んでいる母親同志に交流の場を提供し地域の自主的グループ作りをすすめ、また、その相互の連携を図っていくことが重要であるといえよう。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究の要約

都会では核家族化が進行し、近隣との接触もほとんどなく、家庭において母と子だけで過ごす時間がますます増加しており、それにもない育児不安もまた増加しつつある。このような状況のなかで、平成3年5月22日付で厚生省児童家庭局長から「乳幼児健全発達支援相談指導事業の実施について」と題する通知が都道府県知事、政令市市長、特別区区長あてに発せられた。本調査は、この通知に対して、東京都23区がどのように対応したか、また、この通知による事業と類似する事業が行われているかどうかをアンケートにより調査・分析したものである。その結果、23区のうち18区においては、この通知が実施の現場である保健所に届いていないという実態が認められた。しかし、この通知が発せられる以前、早い区においては昭和50年代から何らかの形でこうした事業が実施されてきていることが明らかになった。すなわち、東京都23区内の保健所等においては、この通知が発せられる以前からこうした母子のために、母親学級、育児クラスでの地域ごとのグループ作り、経過観察健診の際における心理相談、子育てグループの支援、地域に出向いての出張育児相談事業などに取り組んできているところである。また、東京都独自の事業として「地区母子保健対策協議会」を早くから設置して、母子を取り巻く関係機関の代表者による連絡・協議を行っている。